

入間市こども・子育て審議会公募委員選考基準

入間市こども・子育て審議会公募委員の選任にあたり、「入間市審議会等の設置及び運用に関する指針」（以下「指針」という。）及び「入間市審議会等の委員の公募に関する要領」（以下「要領」という。）に基づきこども支援部内に公募委員選考委員会を設置し、選考に当たっては指針及び要領に定められている事項のほか下記基準により行うものとする。

1 選考対象

下記の全ての条件を満たすものを選考の対象とする。

- (1) 本市に在住、在勤又は在学する者
- (2) 応募する日現在において18歳以上の者
- (3) 応募期間内に応募用紙が受理されたもの

2 選考の手順

委員5名の選考は次の手順で行うものとする。

- (1) 「若者枠」1名の選考
応募資格を満たす者のうち、若者世代（40歳未満）の方のみを抽出した上で、次項の選考基準に基づき1名の選考を行う
- (2) 「子育て枠」1名の選考
応募資格を満たし、上記（1）で選考された方を除く者のうち、小学生以下のお子さんを育てる保護者を抽出した上で、次項の選考基準に基づき1名の選考を行う
- (3) そのほか3名の選考
応募資格を満たし、上記（1）（2）で選考された方を除く者について、次項の選考基準に基づき3名の選考を行う

3 選考基準

- (1) 応募の動機が明確であり、こどもの健やかな育成及び子育て支援の審議に熱意をもって積極的に参加できるか
- (2) こども・子育て審議会及びこども基本法の趣旨を理解し、こども計画等による支援体制整備について、熱意をもって積極的に参加できるか
- (3) その他応募用紙に記載されている事項について、こども・子育て審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者としてふさわしいか
- (4) 上記（1）～（3）で同等の評価であった場合、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議等において効果的な委員構成となるか

4 選考に要する書類

- (1) 応募用紙
- (2) 小論文
- (3) 受付整理簿
- (4) 審査表

5 選考方法

- (1) 選考方法は、応募用紙及び小論文による書類選考とする。
- (2) 選考は、応募者の氏名を伏して行う。
- (3) 委員の選択は、選考基準により評価の高いものから順次行う。

6 その他

- (1) 応募用紙に記載されている事項については、可能な限りの確認を行い、記載事項に虚偽が認められる場合は審査の対象から除外する。
- (2) 選考委員会は、会議録を作成する。
- (3) 選考の結果は、応募者全員に通知するものとする。
- (4) その他、選考委員会の運営に関することは、その都度、選考委員会のリーダーが定める。